

今後の緑の推進施策について

生駒市は、緑豊かな自然に恵まれた住宅都市であり、その自然を適切に保全し、また保全に頼るだけでなく、緑化などにより新たな緑を創造し、花や緑であふれ、身近に自然とふれあえる心地よい生駒づくりを推進することが重要です。

そのためには、多くの市民の方々の緑の保全や創造に関するまちづくりへの取り組みが必要となります。

そのため、生駒市においても、それらの取り組みに対し、積極的に支援し、市民、事業者、行政の協働による花と緑と自然の先端都市・生駒づくりを行っていきたいと考えています。

緑の創造に関する支援施策としましたら、今日まで、生駒市花苗交付制度や花と緑のまちづくりコンテストなどがありましたが、緑の保全に関する支援施策については、保護樹林・保護樹木制度にとどまっていた。今後は、下記に示す制度を緑の環境づくり支援制度と定め、緑の市民委員会で検討し、それら制度の具体化を図っていきたいと考えています。

また、これら支援制度の資金確保のために、「生駒市みどりの基金」の設置も計画しています。

①緑の環境づくり支援制度（案）

○緑の創造に関する支援制度

1. 生垣助成制度・・・・・・・・・・・・（新規）
2. 花苗交付制度・・・・・・・・・・・・（改正予定）
3. 花と緑のまちづくりコンテスト・・・・・・・・（改正予定）

○緑の保全に関する支援制度

4. 市民の森制度・・・・・・・・・・・・（新規）
5. 保護樹木・保護樹林制度の拡充・・・・・・・・（改正予定）
6. 歴史の森制度・・・・・・・・・・・・（新規）
7. 樹林、棚田バンク制度・・・・・・・・・・・・（新規）

○市民まちづくり支援事業

8. 市民（アイデアによる）まちづくり支援制度・・・・（新規）

○公園づくり支援事業

10. コミュニティパーク事業・・・・・・・・・・・・（既存継続）

②生駒市みどりの基金の設置（案）

①緑の環境づくり支援制度（案）

○緑の創造に関する支援制度・・・（案）

1. 生垣助成制度（H19新規施策として計画中）

街並の緑の環境を創造し、また、景観形成の一環として、生垣をつくろうとする市民に対し、整備費の一部を支援する制度。

○対象地区：市街化区域内の住宅用地、事業所用地等

○申請対象者：戸建て住宅（個人申請）
 集合住宅（自治会若しくは管理組合申請）
 事業所用地（事業所管理者申請）

○対象条件：①生垣は、2m以上の道路に面した部分で、街並の緑の景観を形成するもの
 ②生垣の延長は、連続5m以上あること。（但し、補助対象部分が3m以上）
 ③生垣とは、植栽する樹木の本数が1m当り2本以上で、その高さは概ね1m以上であり、樹木による壁ができるもの。
 ④生垣は、5年以上保存、育成管理できるもの。
 ⑤生垣が設置されている箇所が前面道路との高低差が3m未満の位置にあること

○補助額

①既存住宅地で4m以上の道路に面している場合

植栽施工費の1/2を補助 但し上限1m当り5,000円

※既存のブロック等を撤去し生垣を設置された場合は、上限7,500円とする。

②新規住宅地で4m以上の道路に面している場合

植栽施工費の1/3を補助 但し上限1m当り3,000円

※新規住宅とは、新たに宅地を造成し、建築された住宅で2年未満のもの（改築を除く）

③既存住宅地で4m未満の道路に面している場合

・面している道路が建築基準法第42条第2項に該当する場合については、建築基準法上の道路境界線（中心後退等）より控えたに場所に生垣を設置したもののみ補助の対象とする。

植栽施工費の1/2を補助 但し上限1m当り5,000円

※既存のブロック等を撤去し生垣を設置された場合は、上限7,500円とする。

・面している道路が建築基準法第42条第2項に該当しない場合

植栽施工費の1/2を補助 但し上限1m当り5,000円

※既存のブロック等を撤去し生垣を設置された場合は、上限7,500円とする。

④既存のブロック等をツタ類で覆う場合、1m当り1,000円（1m当り5株以上植栽）

○最大助成金限度額 100,000円

2. 花苗交付制度（改正予定）

（改正目的）現在、本市で実施している花苗交付制度について、汎用性を高め、より市民の皆さんが、利用しやすい制度に改正する。

現行制度：市内の公園、市道街路樹の植樹柵等の公共場所において1年通じて花づくりによる緑化に取り組もうとするものに対し花苗を交付

対象者：自治会

交付数：1申請場所につき年3回以内で1回当たり50,000円以内相当の花苗交付

交付団体数：年々増加傾向

平成10年度32自治会→平成17年度50自治会（44,145株交付）

問題点：対象は花苗のみ（樹木は対象外）で、住民にとっての汎用性が少ない。

申請を受け花苗を業者から購入し、交付しているため事務手続きが煩雑である。

以前は、有る程度限られた品種の配付であったが、住民ニーズが多様化している。

プランター、用土、肥料などは、対象とならない。

3. 花と緑のまちづくりコンテスト（改正予定）

（改正目的）現在実施している花と緑のまちづくりコンテストも平成4年度から15回実施し、ある一定成果が得られ、今後は、都市の景観を彩りにつながるコンテストへの変更を検討する。

現行の制度

花づくり部門：市が交付する助成品（プランター、種、土、肥料など）を用いて、種から花を育て人目にふれ他の人の迷惑とならない場所に花飾りをして頂き、その出来映えを競うもの。

対象者：自治会、学校、事業所、近所のグループ

花のまちづくり部門：地域や学校、事業所など住民や関係者が一体となって、1年を通して花と緑のまちづくり活動に取り組んでいる事例を表彰

対象者：自治会、学校、事業所、近所のグループ

参加団体数：80～90団体

問題点：花づくり部門が本年度で15回目、マリーゴールドとサルビアを種から育て、出来映えを競うコンテストであるが、参加者の減少と入賞者の固定化が生じることから、新たな参加者が少なくなっている。助成品の費用もかさむ。

新たな参加者を求めるため、花の種類を替えることも検討したが、コンテストの日程や種から育てやすさの等の問題があり、誰でもが容易に参加出来るコンテストとするには困難である。市内各所でのまちの花づくり状況からコンテストもある一定の成果が得られた。

○緑の保全に関する支援制度（案）

4. 市民の森制度・・・（新規）

主に市街地の樹林を保全活用するため、未利用の樹林を市が所有者より一定の期間借り上げ、一般市民の利用に供する（公開緑地）制度。また、それらの樹林の日常的な管理についても、地元住民や森林ボランティアグループなど市民参画による保全に取り組む制度。

5. 保護樹木・保護樹林制度の拡充・・・（改正予定）

市街地の樹木や樹林を少しでも多く残し、自然環境を保全するため、下記の保護樹林・保護樹木の指定制度があるが、現状としては5箇所の指定にとどまっている。今後は、現状の制度を拡充し、都市の緑の環境保全の観点から指定数の拡大を図る。

●保護樹木

現行条件：市民に広く親しまれ、又は由緒由来があり健全で容姿がすぐれている樹木でかつ、下記条件のいずれかに該当するもの（全市域対象）

- ①地上1.5mの高さの幹周が1.5m以上
- ②高さが1.5m以上ある木
- ③株立ち樹木で高さが3m以上ある小中灌木
- ④その他市長が適当と認める樹木

●保護樹林

現行条件：市街化区域内で本市の良好な自然環境を保全し、及び育成する上で必要な樹木集団又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹木の集団で下記条件のいずれかに該当するもの

- ①その集団の存する土地の面積がおおむね500㎡以上の集団である木
- ②歴史、文化等の結びつきがある樹木集団
- ③その他市長が適当と認める樹木の集団

6. 歴史の森制度・・・（新規）

市内の固有の歴史・文化に寄与している寺社・史跡などと一体の樹林地等（寺社林等）を、今後その風致を損なわないよう歴史の森として指定する制度。

7. 樹林、棚田バンク制度・・・（新規）

樹林・棚田所有者がいつでも管理を依頼でき、市民が誰でも「保全・再生活動」に参加出来る仕組み。土地所有者（貸し手）が管理依頼登録し、「保全・再生活動」に係りたい市民、団体（借り手）も登録することにより、貸し手、借り手の信頼関係を構築するため、行政が仲介人となり間をとりもつ制度で、荒廃している里山、棚田を市民の参加により再生を図ることが目的。

○市民まちづくり支援事業

8. 市民（アイデアによる）まちづくり支援制度・・・（新規）

既存若しくは新設の支援制度（生垣助成制度、花苗交付制度、市民の森制度など）にも該当しえない、市民のアイデアによる緑のまちづくりに対し、花と緑と自然のまちづくりとしての効果が高く、その必要性を得た活動に対し支援する制度。

○公園づくり支援事業

10. コミュニティパーク事業・・・（既存継続）

地域の身近な公園を地域の方々が、愛着と誇りをもって利用し、将来にわたり育めるよう、地域の皆さんによる公園づくりを支援する事業です。この事業は、地域の皆さんが主体となり、ワークショップ方式で、既にある身近な公園のつかい方や育て方などについて、皆さんの考えやアイデアを計画案としてまとめ、地域の皆さんと生駒市が協働でより良い公園にリニューアルしようとするものです。

（資料9参照）

②生駒市みどりの基金の創設・・・（案）

1. 生駒市みどりの基金

本市は、緑豊かな住宅都市として発展してきており、緑の基本計画に定める花と緑と自然の先端都市・生駒を実現するには、今後も都市化が進む中で自然的資源を保全するとともに、他市にも誇れる花と緑の環境を育てていくことが、重要課題であります。

そのためには、市民・事業者・行政が協働して事業を進めていく必要があることから市民と事業者と行政による緑環境への取り組みをより拡大、充実させるため、市民や事業者の方々の寄附と市の原資による「生駒市みどりの基金」の創設を検討しています。

この基金を使って先に述べた様々な支援の実施を検討しています。